

令和七年二月
第三百二十一回定例会

青森県議会予算特別委員会記録
第三号

三月十四日（金）午前十時五十八分開始

開催場所 西棟大会議室

出席委員 二十二名

委員長 工藤 慎 康

副委員長 福士 直 治

田中 順 造 田名部 定 男

清水 悦 郎 三 橋 一 三

櫛 引 ユキ子 高 橋 修 一

今 博 花 田 栄 介

小比類巻 正 規 大 崎 光 明

工 藤 悠 平 夏 堀 嘉 一 郎

後 藤 清 安 大 澤 祥 宏

欠 席 委 員 一 名

蛭 沢 正 勝

鹿 内 博

山 谷 清

川 村 悟

菊 池 勲

吉 俣 洋

夏 坂 修

出席事務局職員

議事課長 角 田 正 人 副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 長 尾 美 貴 子 総括主幹専門員 中 野 弥 寿 喜

主 幹 荒 井 千 万 人 主 幹 専門員 相 馬 清 範

主 査 渡 邊 愛 実 子 主 査 中 畑 祥 将

出席説明員

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

財 務 部 長 千 葉 雄 文

こども家庭部長 若 松 伸 一

交通・地域社会部長 舩 木 久 義

環境エネルギー部長 坂 本 敏 昭

健康医療福祉部長 守 川 義 信

経済産業部長 三 浦 雅 彦

観光交流推進部長 齋 藤 直 樹

農林水産部長 成 田 澄 人

県土整備部長 古 市 秀 徳

危機管理局長 豊 島 信 幸

国スボ・障スポ局長 出 崎 和 夫

病院 局 長 荒 関 浩 巳

教 育 長 風 張 知 子

○工藤（慎）委員長 ただいまから予算特別委員会を開きます。

◎ 質 疑 継 続

○工藤（慎）委員長 質疑を継続いたします。

吉俣洋委員の発言を許可いたします。――吉俣委員。

○吉俣委員 日本共産党の吉俣洋です。質問します。

最初に、農業の雪害対策についての追加提案となる議案第八十二号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」についてお聞き

します。

今回の支援策が雪解けを待たず、つまり、被害の全容が明らかになる前の段階で出たこと自体が大事だと思うと同時に、だからこそ、雪解け後、被害の全容が分かった後の対応も求められていると思います。そういう問題意識で、二つの事業について質問します。

まず、畜舎についてです。歳出六款三項三目「畜産経営対策費」、畜舎等雪害復旧緊急支援事業費補助の内容等について。

今回の提案の対象経費は、被害を受けた畜舎などの修繕・再建（撤去を含む）とされておりまして、撤去費用まで考えて提案されていることはとても大事だと思います。

その上で聞きますが、県は本事業を活用しようとする被災農家の再建等の意思をどのように確認するのか伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業で再建する畜舎等については、国の制度に準じ、被災前の原形復旧を想定していますが、被災農家の意向により棟数を減らして再建する場合や畜舎等の規模拡大を図る場合でも、原形復旧に相当する部分は支援対象にすることとしております。

また、交付要綱などの詳細については今後検討していくことになりませんが、県としては、事業実施主体となる市町村と連携し、計画書を作成する際のヒアリングを丁寧に行うことで、被災農家の意向を確認するとともに、可能な限りその意向に添えていきたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 この手の問題は、復旧前の状況とその後の状況で補助金のどうたらって常に出てくる話なので、そういう意味では、先ほど答弁あったように、可能な限りその意向を酌みみたいというのはとても大事なことだと思います。ぜひ柔軟にやっていたきたいと思っています。

先週末、被害を受けた弘前市の鶏舎を見てまいりました。深刻だと

思ったのは、鶏舎全体が押し潰されているため、中にいた鶏も押し潰されているだろうということです。こういうケースはほかにも考えられると思います。

そこで、家畜が死亡した場合の農家への支援について伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、死亡した家畜の再導入に係る経費については補助の対象とはしておりません。

県としては、今回の被災農家に対して、復旧に多額の費用を要する畜舎等の再建を支援していくほか、個別対応により経営相談や生産指導などソフト面でもしっかりとサポートを行っていきたいと考えております。

また、死亡した家畜を再導入する際は、必要に応じて日本政策金融公庫の資金活用を促し、被災施設の早期復旧と農家の経営維持を支援してまいります。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 昨日、副知事から希望とやる気を持って営農活動を再開できるようにという答弁もありました。今の答弁でもソフト面でのサポートをとということもありましたので、ぜひそういったことで、全体として再開できるように応援していただきたいなと思います。

次に、リンゴ等果樹についてです。歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業費補助の内容等について。

本事業は、補助率が三分の二となっています。その理由を伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 過去の農業被害の例を踏まえると、県の支援策の補助率は最も高い場合でも二分の一でしたが、本事業では春からの再生産への影響を最小限に抑えるため、生産者に対して、被害樹の修復、撤去作業について、速やかな対応を促す必要があること、また、

被災に伴う未収益期間が長期間に及ぶため、生産者の負担軽減を図る必要があることから、補助率を三分の二といたしました。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 そういう意味では、三分の二にしたこと自体がメッセージだということで受け止めました。

この点でも、先週末、青森市浪岡に行って農家の声を聞いてまいりました。壊滅的だという声が寄せられました。改植したばかりの木も埋まってしまったとか、一月に人力で起こした枝が二月の雪で再び全部埋まってしまったと、手を尽くしても、降り続く雪がその努力を覆ってしまうという実態でした。

雪解けによる被害の拡大防止に向け、県はどのように指導していくのか伺います。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 リンゴの雪害については、今後の雪解けによって被害の拡大が懸念されることから、県では関係団体と連携しながら、被害状況に応じた復旧対策を促してまいります。

具体的には、枝折れ被害については、木全体のバランスを踏まえた剪定作業を行うこと、大枝や幹の被害のうち、修復できるものについては本事業で借り上げたバックホーなどを活用して、傷口を密着させて補強することなどを重点的に指導してまいります。

また、修復が難しい場合は、高接ぎで樹形の立て直しを図ることや早期の植え替えなど、雪害の影響を最小限に抑えるための技術指導を徹底してまいります。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 様々な指導をぜひ尽くしてほしいと思うとともに、先ほど答弁もありましたが、未収益期間が長くなるということは当然予想されます。雪解け後に分かる状況にふさわしく間断なくリンゴ生産者への支援、新たなものを行う必要があると思います。現段階で言え

るもの、考えているものはあるでしょうか。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 リンゴの雪害については、今後の調査によって、新たな被害が発生したり拡大したりということも考えられます。そういった状況に対しましては、国あるいは市町村と連携しながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 被害状況に応じた復旧対策を講じていくという答弁がありましたし、新たに国や市町村との関係でということも答弁がありました。いろいろやれること、やれないこと、様々あると思いますが、ぜひ全力で応援するというところで頑張っていっていただきたいと思えます。

予算案に移ります。議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について、まず、半導体誘致の問題です。

歳出七款一項七目「企業立地・創出費」、半導体関連産業誘致促進事業の取組について。

本県の企業誘致について、我が党は工業団地を増設し、呼び込み型で企業を誘致する形には反対してきました。同時に、企業誘致それ自体はあり得ると思うのですが、今回は台湾の半導体というターゲットを絞ったものとして提案されています。なぜ半導体なのか、なぜ台湾なのか、それぞれお聞きます。

まず、半導体関連産業に特化した取組を行う理由を伺います。

次に、半導体関連産業を誘致するに当たり、台湾をターゲットにした理由を伺います。

○工藤（慎）委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 まず、半導体関連産業に特化した取組を行う理由についてでございますが、半導体関連産業は、世界的な需要増や地政学的リスクの顕在化、経済安全保障の確保等により、国内外からの投資が

拡大している状況でございます。

また、半導体関連産業は、サプライチェーンの裾野が広く、本県に企業が立地した場合には、極めて高い経済波及効果が期待できるほか、人材の還流と県内定着も見込まれるところであります。

そこで、本県におきましても、半導体関連産業をターゲットとした誘致活動を強化し、雇用の創出と本県経済の成長に向けて挑戦していくこととしたものであります。

次に、台湾をターゲットとした理由でございますが、半導体関連産業の世界市場がAI関連を中心に拡大していくと予想されていることに伴い、半導体製造に係るサプライチェーン全体での投資が一層拡大していくことが見込まれております。

昨年十一月に国が閣議決定いたしました総合経済対策において、二〇三〇年度までの七年間に必要となるAI、半導体分野の技術開発や設備投資計画を重点的に支援し、今後十年間で五十兆円を超える官民投資を誘致することとしている中、特に台湾の半導体関連企業は日本をはじめとする海外への進出も活発に行っており、また、今後日本へのさらなる工場立地が期待されるところであります。

このような情勢を踏まえ、県では、国内外の半導体関連企業の誘致を強化することとし、海外については、投資意欲が旺盛な台湾を対象に誘致活動を展開することとしたものです。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 この分野の答弁は、必ず世界的な需要増ということから話が始まるのですが、例えば北海道のラピダスで、高性能の半導体ということ、二ナノのものを作ろうとしていて、だけど、今のところ、売り先が見えないで困っているわけです、危惧が広がっているわけです。こういうケースもあると。

半導体関連産業といってもいろいろあるわけですが、もう一方、今注目されている熊本のほうは台湾から日本政府が誘致したのですが、

ここは水と汚染物質がやっぱり問題になっています。

水の問題では、二つの工場で合わせて年八百三トンの地下水をくみ上げるそうですが、本県で地下水の影響ということを考えると、青森市の場合ですが、かつて地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下が起こったことがあり、青森市では地下水のくみ上げを規制する措置もあります。県内全域が同じ状況かどうかというのはちょっと分からないんですが、地下水に対する影響は今から想定すべきだと考えます。

そこで、半導体の製造に当たり大量の水が必要ですが、立地環境調査は行うのかどうかを伺います。

○工藤（慎）委員長 経済産業部長。

○三浦経済産業部長 委員御指摘のとおり、半導体の製造には水の確保が重要と立地企業から伺っているところであります。また、半導体の製造には多くの工程が必要であることから、半導体を製造する企業に加え、設計を行う企業、材料や各種装置を製造する企業など、様々な企業によってサプライチェーンが形成されています。

このため、企業が求める立地条件も、水をはじめとして各企業の事業内容によって異なることから、県では令和七年度に水資源を含めた立地環境調査を行い、その結果を半導体関連産業誘致促進連絡会議で共有し、構成メンバーである県内立地企業、大学等の助言を得ながら、青森県の立地環境に適した誘致対象やPRの内容等について検討することとしています。

県といたしましては、半導体関連産業の誘致に向け、地域と調和し、既に県内に立地している誘致企業や地元中小企業等と共に地域の発展を図っていくよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 立地環境調査を行うということですが、水の量が十分かという量の問題も調査するのでしょうか、そのことによる地下水への影響あるいは周辺への影響などもしっかりと調査してほしいと思

ます。

半導体ということで言うと、汚染物質のことがやっばりありまして、有機フッ素化合物、PFASの使用ということも心配になります。さらに、半導体企業に対しては国による異常な支援が行われていますが、日経新聞が明治維新期ではない、産業振興に政府が人、物、そして巨額な金を投じる時代ではないはずだと書き、民間資金の活用を呼びかけていますが、これは私も同感です。

いずれにしても、来年度の予算案の事業は具体的な企業の形があるわけではないので、答弁あったように、関連産業がいろいろありますから、水平的分業をやられていますから、そういう意味では、今の段階では指摘したような懸念を持っているということを指摘しておきます。

次に進みます。歳出十款一項五目「教育指導費」、医療的ケア児の学びの充実に向けた通学支援事業の取組等について。

医療的ケア児の通学支援については、二〇二三年十一月、それから二四年九月の一般質問で、それぞれ再質問も含め提起してきました。特に重大性と緊急性にふさわしい取組をと言ってきたわけですが、今回、新たな事業が提案されています。

まず、本事業を行うこととした背景とその内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、令和三年九月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨や県障害者自立支援協議会の専門部会の要望等を踏まえ、今年度から検討会を立ち上げ、医療的ケア児の通学支援の在り方等について検討してきました。

検討会における実態調査では、通学支援に必要な送迎車両や同乗する看護師について、人材不足や車両の不足、スキルや経験の不足などといった課題が明らかになりました。

このことを受け、本事業では、医療的ケア児の通学支援における現

状と課題を整理するため、六圏域において各一名を対象として、夏場と冬場の各一か月間で計十六回の通学支援を試行的に実施するものです。

また、六圏域に通学支援連携コーディネーターを配置し、送迎車両や同乗する看護師の事業所開拓、関係機関との連携体制の構築などを進めていきます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 試験的に通学支援を実施すると。実施に踏み込むことを歓迎します。

確認ですが、九月の質問の際、特別支援教育就学奨励費と切れ目ない支援体制整備充実事業という二つの国の補助金の活用を求めましたというのは、通学支援は県立学校が関わっているもので、県が使うことを決めなければ市町村が活用できないからです。

質問します。通学支援に係る国の補助金制度をどのように活用するのか伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 医療的ケア児の通学支援に活用できる国の補助金には、地方自治体等による医療的ケア看護職員等の配置を支援する教育支援体制整備事業費と、交通費など保護者の経済的負担を軽減する特別支援教育就学奨励費があります。

国の補助金制度の活用については、先行して取り組む他県を視察するなど情報収集に努めており、今後は他県の事例や試行実施の結果を踏まえ、検討を進めていきます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 ぜひこの点は前向きに検討いただきたいと思います。医療的ケア児を持つ御家族を含め、関係者が強く解決を願っていた問題です。県教育委員会としても一定の回答を示したと思います。取り組んでみて、新たな課題が見つかるということはもちろんあると思います。

すが、取り組もうとすること自体を評価して次の質問に移りたいと思います。

歳出十款一項四目「教職員人事費」、夜間中学需要等調査事業の取組等について。

本事業の内容について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、今年度、青森県公立夜間中学設置検討委員会を設置しており、今月開催する第四回検討委員会において、夜間中学の設置主体や設置形態、設置場所、開設時期、入学対象者等について取りまとめることとしております。

この検討委員会の結果を踏まえ、令和七年度は、夜間中学の設置に関する具体的な検討を進めるための会議体の設置や通学対象者等に対する調査を行うこととしており、市町村教育委員会や関係機関と協議し進めることとしております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 夜間中学の設置が待たれていると思います。私は小笠原議員も一緒にやっているのですが、青森市で開設された自主夜間中学の運営をほんの少しだけ手伝っていきまして、週を追うごとに参加者が広がっていて、こういう場所が待たれているんだということを実感しています。毎回、感想交流が持たれるのですが、参加した方が分かるまで教えてくれるのはありがたい、点数で評価されない学びの楽しさを実感しているなどと語り、自分の夢を語るわけですね。その姿も大変感動的です。中学生ぐらいの方が勇気を持って部屋を訪ねてくる姿には、私自身も励まされる思いでした。

いよいよ次は公立夜間中学の設置だと思いを強めていますが、その際、夜間中学に対するニーズが県内広域に所在することから、公立夜間中学は県立で設置すべきと考えます。県教育委員会の考えを伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本県における公立夜間中学の設置については、今年度、検討委員会を取りまとめられる青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方を踏まえ、設置主体となる県または市町村において設置場所となる施設等、具体の事項と併せて検討することになると考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 検討会の結果によるということでしょう。夜間中学の設置を考えたとき、不登校との関係も考える必要があると思うのです。

そこで、次の質問に移ります。歳出十款一項五目「教育指導費」、学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業の取組等について。

不登校やいじめに対応するものとして、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置ということを国は言っていますが、本県におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーを今年度は延べ三十三名配置しております。そのうち、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者は延べ十九名、専門的な資格はないが、教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者は十四名となっております。

派遣については、六教育事務所に配置した二十四名が中核市を除く県内全ての小・中学校へ対応しているほか、県立高等学校六校に配置した九名が近隣の県立学校からの要請に応じて対応しています。

令和七年度においても、今年度と同様の相談体制を維持できるように配置することとしています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 三十三名配置し、資格を持っている方は延べ十九名ということでした。

スクールソーシャルワーカーの業務からいって、専門性を高めることが求められていると思います。スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための取組について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 県教育委員会では、県内のスクールソーシャルワーカー及び配置された所属の担当者を対象とした連絡協議会を四月と二月の年二回開催し、外部講師による児童生徒の問題行動等に関わる講義、スクールソーシャルワーカーの活動に関する協議や情報交換を行うこととしています。

また、大学や県社会福祉士会が行うスクールソーシャルワーカーを対象とした研修や、県教育委員会が実施する不登校やいじめに関わる協議会への積極的な参加を促していきます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 文部科学省がQ&Aを出しています、スクールソーシャルワーカーの専門性の発揮のために必要なことの第一として言われているのが職務内容の理解促進と書かれています。これは学校側の努力として大事にしてほしいということを述べておきます。

昨年三月に文科省が委託した調査研究報告書、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を読みました。その中では、スクールソーシャルワーカーの配置形態について、次のような指摘があります。海外では基本的に学校配置型で、業務の大半は校内で行っている。派遣型は日本特有の配置形態であり、このことによりスクールソーシャルワーカーの専門性が狭く捉えられている実態がある。そして、スクールソーシャルワーカーが学校を起点に活動する配置形態になることがチーム学校の一員として学校現場で定着するためにも望ましいとしています。先ほどの答弁だと、恐らく県立学校に配置されている

九名が学校派遣配置型ということになるんだと思いますが、本県としても、スクールソーシャルワーカーの配置形態をできるだけ学校拠点型に近づける努力が必要だと思いますが、その点についての見解を伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 現在、スクールソーシャルワーカーを六教育事務所と県立高等学校六校に配置し、各学校からの要請に応じて派遣していますが、現状としては十分対応できているものと認識しています。

スクールソーシャルワーカーは必要ときに必要とする学校に確実に派遣できるようにすることが大切であると考えており、今後もこれまでと同様の配置を基本としつつ、状況に応じた改善をしながら対応していきたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 チーム学校ということを促進するということを考えたときに、学校拠点型としての努力が必要ではないかという提起ですので、ぜひよく考えてほしいと思います。

要望を二つ言います。

一つは、スクールソーシャルワーカーの雇用形態についてです。今日は聞きませんが、全国の傾向では、スクールソーシャルワーカーの八割が非常勤となっています。恐らく本県も同じ傾向で、これはぜひ非常勤化に向けて努力をしてほしいと思います。

もう一つは、不登校対策との関係ですが、学びの多様化学校をつくるってほしいということです。むつ市が設置検討を始めたということで、これは大事なことで注目しました。公立夜間中学とセットにするということも含めて検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。歳出七款二項五目「美術館費」、青森県立美術館の取組について。

令和七年度の県立美術館の主な取組について伺います。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 県立美術館では、令和七年四月から機動戦士ガンダムのキャラクターデザインを手がけた安彦良和の大規模な個展を、また、七月からは弘前市出身の佐野ぬいの回顧展を予定しているほか、あおもり犬などのライトアップとアレコホールを開放して様々なコンサートを行うナイトミュージアムを十回開催することとしています。

また、絵画、音楽、舞踊などの総合芸術に取り組む美術館としてのブランド力向上に向けて、世界的に評価の高いコンテンポラリーダンスの公演をアレコホールで行うこととしています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 ぜひ一つ一つ着実に、本当に楽しみなものがあるという感じがしますし、コンテンポラリーダンス、見て分かるかということとはよく分からないですけど、ぜひ勉強させてほしいなと思います。

棟方志功記念館が閉館したことに伴って、県はこの間、県立美術館での顕彰事業を続けることを繰り返し答弁されています。

そこで、棟方志功作品の魅力発信に向け、県立美術館の取組について伺います。

○工藤（慎）委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 県立美術館では、県立美術館及び一般財団法人棟方志功記念館が収蔵する作品などを年四回の展示替えを行いながら鑑賞いただくとともに、棟方志功の没後五十年となる令和七年度は記念展示とし、棟方画伯の業績を幅広く紹介することといたしております。

また、昨年九月に初めて開催した画伯所蔵のグランドピアノを用いたコンサートを引き続き開催するほか、画伯の版画の技法を体験するワークショップや、学芸員が作品を解説するギャラリートークを実施するなど、多彩な魅力を発信してまいります。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 原田マハさんが小説を書いたりして、今、注目されていますし、グランドピアノは私も聞きましたが、なかなか趣があつていと思うっておりまして、一つ一つ大事にしてほしいなと。同時に、棟方志功記念館の跡地をどうするのか引き続き問題なっていると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

県立美術館については、新しい美術館長に劇作家の平田オリザさんが就任されるという報道がありました。現館長の下でも様々な努力がされてきましたし、新しい館長の下で、さらに新たな魅力が付け加わって発信できるように期待したいと思います。

次に進みます。歳出四款四項二目「医務費」、弘前大学医学部入学生特別対策事業の概要等について。

本事業の概要について伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、青森県国民健康保険団体連合会が実施している弘前大学の学生に向けた医師修学資金支援事業に対して県が補助しているものです。

この弘前大学医師修学資金は、将来、弘前大学医学部附属病院や青森県内の自治体医療機関等で医師として働きたいという意思を持った医学生に対し、修学に必要な資金を貸与し、卒業後、県内で従事する医師を増やすことを目的としています。

特別枠と一般枠があり、特別枠は入学料相当額と授業料相当額のほか、月十万円及び入学月に十万円の奨学金を、一般枠は入学料相当額と授業料相当額を貸し付けています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 本事業は、昨年度、貸与枠を約二倍とし、大幅に対象者が増えています。本県の医師確保ということを考えると、必要なことだと思います。同時に、それに伴い弘前大学医学部の一学年の半分程度が県の修学資金を受けるような規模になるわけで、そこで考えるべ

きことも出てまいりました。

この資金は、卒業後九年間、指定医療機関に勤めると返還を免除されます。弘前大学医師修学資金の指定医療機関の設定の考え方を伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本修学資金については、青森県自治体病院開設者協議会の事務局等を担う青森県国民健康保険団体連合会が青森県内自治体医療機関の慢性的な医師不足状態の解消策の一環として、青森県内の自治体医療機関等で医師として働きたいという意思を持つ医学生を対象として貸付けを行っているものであり、その貸付け原資は県及び市町村が負担しています。

このことから、一定期間従事した場合に返還を免除する指定医療機関については、貸付け原資を負担している県及び市町村が開設する医療機関及びこれらの医療機関に医師を派遣する機能を有する弘前大学医学部附属病院を設定しています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 自治体病院と弘前大学医学部附属病院が指定医療機関となっていると。つまり、そこで九年間働けば、修学資金は返還が免除されるという仕組みなわけです。

大学卒業後の九年というのは、医師の人生にとってとても大きな年月になると思いますし、この間、どの病院で過ごすかというのは大きな意味を持ちます。弘前大学の全体の入学生のうちの一般枠の学生が県内に残るケースは少ないとお聞きますので、そうすると、弘前大学卒業医師のうち、県内に残る方のほとんどが自治体病院あるいは弘前大学医学部附属病院に勤めるということが想定されます。

一方で、臨床研修指定病院は必ずしも自治体病院ではありません。具体的には、弘前市の健生病院、八戸市の赤十字病院、労災病院が研修指定病院となっています。しかし、この三つで研修しても、弘大医

師修学資金の返還免除とはなりません。いずれも地域医療の中心的な役割を担っているからこそ研修病院となっているわけですが、今のままでは、こうした病院に弘前大学から医師が来ないということが心配されます。ここは改善すべきだと考えます。

そこで、指定医療機関を全ての臨床研修病院に拡大すべきと考えます。県の考えを伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 先ほど答弁した考え方により指定医療機関を設定しているところであり、現時点でこの枠組みを超えて拡大する予定はありません。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 これはぜひよく考えてほしいと思っていまして、本県には医師修学資金が二種類あります。一つは、今議論している弘前大学の医学生のもですが、これは弘大医学部附属病院または自治体病院で勤務することが返済免除となると。もう一つが県外の大学に通う医学生のもので、こちらは青森県内の病院、診療所、保健所等に医師として勤務しようとする者に対して修学に必要な資金を貸与すると。つまり、弘大医学部附属病院とか自治体病院というくくりがないんです。つまり、同じように本県の修学資金を貸与されていても、県外の大学に通う医学生なら、自治体病院かどうかに関わらず、県内の医療機関全体が修学資金の返還免除の対象となると。弘前大学の場合はそうじゃないと。ここにやっぱり改善すべきところがあるのではないかなと思うのです。財源の問題など整理すべき課題はあるんだと思うのですが、県外大学の医学生にはない自治体病院という限定を弘前大学医学生に課しているやり方は見直すべきじゃないかと思います。見解を伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 青森県医師修学資金は、条例に基づき、県

内の医療機関に勤務する医師を増やすことを目的として県が直接貸付けを行っているもので、弘前大学医師修学資金とは目的や実施方法など仕組み自体が異なることから、同じ条件にすることは考えておりません。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 部長もよく御存じだと思いますが、民間病院が県内の医療体制の中で果たす役割ってやっぱり大きいんですね。今、二つの制度の違いはおっしゃいましたが、いずれも県内に医師を増やすことを目的とするならば、もちろん、自治体病院も大事なんですけど、駄目だということではなくて、そこに限定するということが問題にしている。

この問題で医学生から声が寄せられています。キャリア形成プログラムのモデルコースの医療機関と修学資金の償還される指定医療機関が同じではないということをしつかり認識できていませんでした。キャリア形成プログラムを選択しても、全ての医療機関が償還されるわけではないというのは分かりづらいと思います。キャリア形成プログラム九年間義務ですから、必ず行くと。ところが、キャリア形成プログラムと修学資金の返還免除との関係がイコールじゃないんです。今日はやりませんが、結局、医学生から見ても、それから大学の関係者から見ても、キャリア形成プログラムも九年、修学資金の返還免除も九年ですから、イコールとしたほうが分かりやすいんじゃないかなと思っています。これはぜひ別の機会に議論させていただきたいと思っています。

次に進みますが、歳出四款四項二目「医務費」、東北医科薬科大学卒医師確保対策事業費補助の概要等について。

本事業の概要について伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 東北医科薬科大学は、卒業生が臨床研修修了後に東北各県の医療機関に十年間勤務することと併せ、就職先の医

療機関が年間三百万円の負担金を同大学に納付することが条件である修学資金A方式を実施しています。

本事業は、東北医科薬科大学の修学資金A方式の貸与を受けた医師を雇用した県内の医療機関に対し、同大学に納付する負担金の相当額を補助するものです。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 この大学から医師を呼ぶために毎年三百万円かかるということ自体に驚くのですが、これは誰も悪くないとか、なかなか仕組みが複雑なようで、複雑な仕組みだけど、三百万円必要だということだけははっきりしていると。そこに県が支援しようということとです。

どのような医療機関を補助対象とするのか伺います。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 当該修学資金の貸付けを受けた医師が希望する診療科やキャリア形成の意向を十分に踏まえながら個々に判断することになりますが、本県の医師偏在の是正に向け、効果があると考えられる医療機関を想定しています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 本県全体が医師不足とはいえ、地域差がもちろんあるということを考えてということだと思えます。ぜひその点では取組を強めてほしいと思います。

次に、統合新病院のことを質問します。

議案第十五号「令和七年度青森県病院事業会計予算案」、収益的支出一款一項三目「経費」及び資本的支出一款一項一目「病院工事費」、県立中央病院と青森市民病院の統合について。

共同経営・統合新病院整備事業の概要について伺います。

○工藤（慎）委員長 病院局長。

○荒関病院局長 本事業では、統合新病院のできるだけ早期の開院に

向けて、ハード、ソフト両面の取組を進めることとしており、令和七年度は統合新病院の基本設計を発注し、敷地全体の土地利用、建物の配置計画、敷地全体や建物内のゾーニング、建築、設備計画等の病院整備における骨格となる仕様を確定させるほか、地下水の水質や水位などを確認するための地下水調査を行うものでございます。

また、並行して医療機器や情報システム整備等の整備計画策定など、統合新病院の開院に向けて必要な業務を委託することとしております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 統合に向けて歩みを進めるという答弁でしたが、二つの病院が統合するに当たって、負債をどうするかということについては、既に県と市のそれぞれの責任で負債処理を進めていくという答弁があります。借金はゼロしてから統合しようという趣旨として私は受け止めました。一方で、それぞれの病院が積み立てているものもあると思います。それをどうするんだろうなと思って、退職金のことを聞きます。

統合に当たり、退職給付引当金はどのように取り扱うことになるのか伺います。

○工藤（慎）委員長 病院局長。

○荒閑病院局長 退職給付引当金の取扱いについては、職員の身分移管等に合わせまして統合新病院に引き継ぐことが原則となります。

令和五年度決算時点における退職給付引当金の状況について申し上げますと、県立中央病院では約二十七億円となっており、必要な現金預金も保有している状況でございます。

県としては、統合時点で必要な引当金と見合いの現金預金を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 引き継ぐことが原則ということで答弁がありました。

一方で、青森市民病院のほうはどうか。これは既に市議会のほう

で答弁がありまして、引当金は二十八億円と。ただし、キャッシュがないという答弁がありました。つまり、現金を持ってないんですね。

これは会計方式が様々あるようですから、私には妥当性が判断できないんですが、ただ、統合するに当たって、県立中央病院のほうは現金があり、それを引き継ぐことにしますと。青森市民病院はそれがないということはどう整合させるのかなと思うのですが、この点で今、分かっていることはあるのでしょうか。

○工藤（慎）委員長 病院局長。

○荒閑病院局長 委員御指摘のとおり、青森市民病院は引当金に対し必要な現金預金を保有していないと把握しております。仮に統合時点におきましても現金預金が不足する場合においては、青森市において責任を持って対応して、統合新病院に引き継いでいただきたいというのが基本スタンスでございます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 ある意味、そうだろうなと思うんですね。県立中央病院のほうは現金を持っていて、それはもちろん、これまで県立中央病院で働いてきた方々が積み立ててきたものだ。もう一方では、現金がないまま来ることになれば、青森市側の負担が重くなっていくと、二十億円を超えるようなものを現金で準備する必要があるかもしれないなと思って聞きました。やっぱり一筋縄ではないかなと思うので、ぜひよく協議をして検討してほしいと思うのですが、退職金のこと一つとっても、なかなかすり合わされないまま、現在、基本計画案が議論されているのではないかなと思います。

そこで、幾つか飛ばしても基本計画案についてお聞きます。共同経営・統合新病院に係る基本計画の策定に向けた今後のスケジュールについて伺います。

○工藤（慎）委員長 病院局長。

○荒閑病院局長 基本計画につきましては、現在、パブリックコメン

トを行っておりますが、意見募集、その対応結果の公表、それから県議会への情報提供なども考えたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、必要な手続を経た上で、令和六年度中に策定したいというところで考えております。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 基本計画案の案がどう取れるかという問題なんですが、有識者会議のほうは既に書面開催で開かれた第九回会議において、幾つかの修正が示されています。つまり、有識者会議を経て、基本計画案だったものから幾つか修正されているものが既に出ています。それから、パブリックコメントは三月十九日までですから、当然、そこへ出た意見を踏まえた修正が行われると思うのです。修正されたものについて、県議会ではどこでどう議論されることになるんだろうなと思っております。今、様々な市民の声が寄せられているのですが、一番拒否反応が強いのは、知事と市長が整備場所を突然決めたというトップダウンのやり方なんです。今回の基本計画案の案を取るときにも、同じやり方を繰り返してはならないと思います。

令和六年度中ということなのですが、この過程において、知事と市長の協議で最終的には決めるということになるのか、決めるとしたらいつ頃を考えているのかお聞きします。

○工藤（慎）委員長 病院局長。

○荒閑病院局長 基本計画の修正につきましては、パブリックコメント、それから来週十七日には知事と青森市長によります浜田地区住民を対象とした公聴会を開くこととして、そこでまたいろいろな御意見を賜るということにしております。それらを含めまして、修正があるかどうか、その内容も、現時点では予断をもってお答えできる状況にはございません。

いずれにいたしましても、これまでの基本計画決定の内部的な手続は、県、市それぞれの関係職員と知事、市長というのが今までも取っ

てきた手続でございますので、そういう手続は当然に考えられるというところで現段階では認識しているところでございます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 基本計画案については、指摘したように有識者会議においてもう既に修正するという意思が示されていますので、修正されることは見えていと思うのです。だから、そういったものはぜひ我々も検討したいと思いますし、全員協議会のときにも指摘しましたが、やっぱり地元住民の合意というのは病院建設の前提中の前提で、これを見極められないまま基本計画を決めるべきではないということを述べておきます。

最後に、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」、歳出十款二項一目「小学校費」、歳出十款三項一目「中学校費」、教職員定数の算定について。

小学校及び中学校の職員費を算定する根拠となる教職員数について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 小学校及び中学校の職員費は、青森県学校職員定数条例に定める条例定数のほか、再任用短時間勤務職員などを基に積算しています。

令和七年度の条例定数と再任用短時間勤務職員を合わせた数は、小学校で四千五百五十三人、中学校で二千九百七十二人となっています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 つまり、定数で決めている数にプラスした形で職員費の算定となる教職員数は存在するということのようにです。

教職員の定数というのはなかなか難しいということが分かってきまして、複雑だと。だから、定数だけを聞いても、実態が分からないということを私としても分かってきました。

教員定数条例として出てくる数、条例定数については、これまでも

繰り返し義務標準法による基礎定数足す加配定数足す本県独自の数だと説明されていました。ただ、これが実際に配置される段階になると、配置数が変わり、特別支援学校の数などによって臨時的任用が必要となり、探しても人がいないという状況に追い込まれ、教員不足という形で臨時的任用の不足数が発表されるということになっています。

一つ一つ、時間の限り解き明かしていきたいと思うのですが、まず、本県の生徒数について、自動的に割り当てられるのが教員数基礎定数です。

お聞きしますが、義務標準法第七条に基づき算定される小学校及び中学校の教員数について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 義務標準法第七条では、児童生徒数から算出される学級数などから教頭及び教諭の人数を算定しています。

これにより算定される小学校及び中学校の令和七年度の教員数は、小学校で三千四百九十一人、中学校で二千百七人となっています。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 そこに加配などが加わっていくことになるんだと思いますが、それでは本県独自の少人数学級編制により算定されている小学校及び中学校の教員数について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本県独自に実施している少人数学級編制については、一学級当たりの児童生徒数が三十三人と国の標準を下回っており、令和七年度の教員数は、小学校で三十八人、中学校で百五十六人を見込んでいます。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 そうした数が積み上がって定数条例に出てくるということなんだと思いますが、結果として現場では先生がいらないということが毎年、この間、続いています。臨時的任用の足りない数が毎年報告

されるのですけど、もちろん、臨時的任用も探せない、足りないということはあるわけですが、やっぱりその前で正規雇用を増やすということがどうしても必要になると思います。この間、答弁もされていますし、私たちも言っています。問題は国がそうした計画を持っていないということにあるということです。改めてお聞きします。

一人でも多くの正規教員が配置できるよう、義務標準法の改正を国に要望すべきと考えます。県教育委員会の対応について伺います。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 少人数学級編制の実施を含む教職員定数の充実については、第一義的には国の責任において実施されるべきものであることから、これまでも全国都道府県教育長協議会を通じて要望してきました。また、昨年六月には、本県の重点施策提案として同様の内容を要望するとともに、十二月にも青森県議会議長との連名により新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望しており、今後も国に要望してまいります。

○工藤（慎）委員長 吉俣委員。

○吉俣委員 これも繰り返し述べていますが、働き方改革だとか、学校現場の様々な努力は当然必要なんですけど、やっぱり先生が増えないと、結局、問題解決しないと思うのです。以前に定数条例で定められる定数が学校の業務量に見合うものになるのかということも聞いたことがあります。業務量に見合う教員の数にする、そのことを中心に据えて、様々、学校現場のことを考えていくことを強く求め、質問を終わります。

○工藤（慎）委員長 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時十分再開

○富士副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

夏坂修委員の発言を許可いたします。――夏坂委員。

○夏坂委員 公明党の夏坂修でございます。予算特別委員会に当たり、通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、議案第八十二号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」、歳出六款一項十四目「畑作振興対策費」、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助の内容等について伺います。

今冬の豪雪により、県内のリンゴ等の果樹や農業用ハウス、また、畜舎等に多大な被害が発生し、農業関連の被害は二億円を超える状況になっている中、今般、早急な産地の再生や経営の早急な再開を促すための新年度の補正予算案として総額五億二千七百万円余りを計上し、そのうち、農業用ハウス等関係では、修繕、再建及び撤去に必要な経費として二億二千三十七万八千円を計上したところであります。

そこで、本事業による支援を受けるための主な要件について伺います。

○富士副委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業による支援を受けるための主な要件としては、市町村が令和六年十二月からの大雪による被災証明を発行していること、復旧する施設の規模が被災前と同規模以上で営農を再開すること、復旧した施設は園芸施設共済等に加えることなどが挙げられます。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 次に、想定している農業用ハウス等の支援棟数についてお伺いいたします。

○富士副委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 農業用ハウス等の被害棟数は、三月七日現在で、パイプハウス二百二十五棟、雨よけ施設一棟の合計二百二十六棟とな

っており、今後の調査によって新たな被害が判明することも想定した上で、支援棟数は二百五十棟としております。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 雪が解けないとなかなか全容が明らかにならないリンゴの被害と比べて、ハウスに関しては、ある程度、被害の状況が把握された上で、今後の調査の状況を見て、二百五十棟という数を想定した支援の内容ということでございます。

私も三月二日に、弘前市と黒石市のリンゴ園を実際に訪れまして、生産者の方の声を伺いました。今回の被害で営農意欲がどこまで継続できるのか、この被害によって生産をやめられる方も出てくるのではないかなということを皆さん口々におっしゃっていました。これはリンゴだけではなくて、ハウスの農家の方々も同様かと思えます。特に高齢者の方が多いということを考えれば、いかに営農意欲を維持していくか、この取組の支援が必要かと思えます。

また、今回のような豪雪というのは、この気象を考えれば、今後も続いていくことが考えられます。ぜひそういったことを想定して、国とも連携しながら、農業者の方々の営農意欲をしっかりと維持できるような継続的な支援の仕組みづくりというものも検討していただきたいということを要望させていただきます。

続いて、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について伺ってまいります。

初めに、歳出二款一項六目「財産管理費」、八戸合同庁舎整備事業の取組等について伺います。

八戸合同庁舎整備については、昨年三月に選定事業者と事業契約を結び、今年度は設計業務を進めてきたところであり、新年度の予算案に十三億四千万円余りの予算を計上されていることから、いよいよ新庁舎の工事着手が始まることになるものと認識しております。

そこで、一点目に令和七年度の事業内容についてお伺いいたします。

○富士副委員長 財務部長。

○千葉財務部長 八戸合同庁舎整備事業につきましては、令和七年八月末に実施設計が完了する見込みであります。

その後、現庁舎を利用しながら新庁舎を建設するため、現庁舎に接続されます給排水管などの経路の変更等の準備工事を実施いたします。その後、令和七年十月からくい工事をはじめといたしました基礎工事に着手する予定となっております。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 もろもろの準備をいたしまして、今年十月からいよいよ基礎工事に着手することになるといってございます。

続きまして、全体事業につきましてはどのようなスケジュールになっているのか伺いたします。

○富士副委員長 財務部長。

○千葉財務部長 令和八年度末に本体工事を完了した後、現庁舎等からの移転を経まして、令和九年六月から新庁舎の供用を開始する予定でございます。

新庁舎の供用開始後は、引き続き駐車場整備などの外構工事あるいは現庁舎の解体工事に着手いたしましたして、令和十年五月に全ての工事が終了する予定となっております。

なお、本事業は、いわゆるPFI法に基づきまして、設計、建設から維持管理までを民間に委ねる方式となっております。供用開始後の維持管理、運営業務につきましては、令和二十三年度までの十五年間を予定しているところであります。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 建物そのものは令和九年三月に完成して、供用開始は六月からと、新しい庁舎で事業を開始できるというスケジュールでございます。

先ほど答弁ございました今回の庁舎の整備につきましては、PFI

I、民間資金を活用した事業ということで、今、公共施設の整備では、ある意味、当たり前の仕組みかと思えます。

その特徴ある整備のほかに、今回の新庁舎の建物につきましては、まず、場所が津波災害や馬淵川氾濫時の浸水区域にあることから、浸水対策を十分考慮した設計となっており、また、躯体や外壁の構造などでも高い防災性能を発揮するなど、浸水区域にある地域住民の避難ビルとしての役割を担う重要な建物になります。また、カーボンニュートラルの実現に向けた省エネ性能を発揮して、来庁者や地域住民等への環境啓発にも資するなど、仕事に従事する職員、また、地域住民からも大いに期待を寄せられていると思っております。

一連の工事につきましては、特に近くに小学校がございしますので、庁舎の前の道路が通学路にもなっていることから、工事車両の進入などの際、十分な安全対策を講じていただいて、予定のスケジュールどおりにぜひ整備を進めていただきますよう要望させていただきます。

次に、歳出二款三項三目「文化振興費」、Jリーグクラブキャンプ誘致推進事業の取組等について伺います。

サッカー経験者で大のJリーグファンの私としては、県の予算資料にJリーグという単語を見ただけで大変テンションが上がっているところではありますが、資料によりますと、令和八年度からのJリーグ開幕時期の変更を契機に、本県でのトレーニングキャンプを誘致するため、パンフレットの製作や視察ツアーを実施することとでございます。

そこで、まず、本事業を実施することにした背景について伺いたします。

○富士副委員長 交通・地域社会部長。

○松木交通・地域社会部長 これまでは、開幕前の一月、二月に温暖な地域で行われていたトレーニングキャンプが来年以降は六、七月頃となり、この期間、北海道や東北など冷涼な地域で行われることが見

込まれています。

そこで、県では、リーグ戦の開幕時期の変更を好機と捉え、本県へのキャンプ誘致を進めるため、本事業を実施することとしたものでございます。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 開幕時期の変更に合わせてキャンプの時期も変わってくる、六月、七月の時期にシーズンオフとなってキャンプが行われる、それを想定して、ぜひ県内でも誘致をしたいという背景があるかと思えます。

また、一月二十五日に宮下知事とJFAの宮本会長が対談された内容がユーチューブでもアップされておりまして、その対談の場面でもちよつと意味深発言として話題になった内容が今回、予算に反映された、具現化されたものかなと思っております。Jリーグファンとしては、県内に住むサッカーファンとしてはわくわくしている内容ではないかなと思います。

そこで、二点目に本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○福士副委員長 交通・地域社会部長。

○舩木交通・地域社会部長 本事業では、キャンプの誘致に向けて、実際のキャンプ時期に合わせて、本年六月から七月にかけて、Jリーグクラブの関係者を招請し、県内のグラウンドや宿泊施設等を視察するツアーを実施するとともに、県内のサッカーグラウンドの位置や空港等からのアクセス、トレーニングルーム等の設備などを紹介するパンフレットを作成することとしています。

また、キャンプ開催が決定した後は、キャンプ情報を県内外の多くの方々に知っていただくため、キャンプ情報専用のインスタグラムアカウントを開設し、各クラブのキャンプや練習試合の日程、交流イベントなどの情報を発信することとしております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 様々な誘致に向けた取組を想定しているというお話でございました。

それでは、次に、実際に誘致活動が実って、本県でJリーグクラブがキャンプを行うことになった場合、どのような効果が期待されるのかお伺いいたします。

○福士副委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 Jリーグクラブは、これまでキャンプ地においては、子供たちを対象としたサッカー教室や地元サッカークラブとの練習試合、サイン会などのイベントを実施しております。

本県がキャンプ地となれば、こうしたJリーグ選手との交流機会が生まれるとともに、プロの技術、迫力を生で見られるなど、子供から大人まで多くの県民の皆様に楽しんでいただけるものと考えています。県といたしましては、本県でのキャンプ開催により、本県サッカーの競技力向上や人材育成はもとより、郷土への誇りや愛着の醸成、ファン同士のコミュニティの活性化、クラブ関係者の滞在等に伴う地元への経済効果や交流人口の拡大、にぎわいの創出など、様々な効果が生まれることを期待しております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 まさに今おっしゃるとおりの効果があるかと思えます。

六月、七月という時期に誘致する部分で、何をアピールしていくのか、また、当然、ほかの地域との競合も考えられますので、差別化をどう図っていくかというのは非常に誘致のポイントになるかと思えます。

私が思うに、青森県というのは温泉地であります。温泉というのが一つの魅力になるのではないかなというのがございまして、その根拠となるのが、実は大分昔になります、三十年以上前になります、横浜マリノスが五戸町のひばり野公園陸上競技場でキャンプを行った事例があります。一九九四年ですから、前年の一九九三年にJリーグが

発足して二年目の年だったんですけれども、私もマリノスが来ているというのは知らなかったんです。そういううわさを聞きつけて、たしか七月頃の日程だったと思うんですけど、何でこの時期にマリノスがキャンプをしているんだと。いろいろ聞いたら、一九九四年というのは、御存じのようにワールドカップのアメリカ大会があつて、六月中旬から八月中旬の二か月間がちょうど休みだったんですね。その間を考慮して、マリノスが五戸町に来てキャンプを張っていたと。私も見に行きまして、ゴールキーパーの川口選手とか、また、アルゼンチンのラモン・ディアスとか、非常に有名な選手がいて、生で見させていただきました。ちょうどひばり野公園のすぐ隣にまきば温泉があるわけですね。まきば温泉に宿泊して、温泉につかりながら、ゆったりとキャンプをやったと。そういうことが一九九四年にございました。

その年のマリノスの成績なんですけど、当時はまだ二ステージ制、第一ステージと第二ステージに分かれていまして、第一ステージは八勝十四敗で九位だったんですね。それが五戸町でのキャンプを経て、第二ステージは何と十四勝八敗で三位になったと。第一と第二で勝敗が逆転してしまつて、いい成績が出たと。温泉効果じゃないかなと思つています。

その勢いで、次の年、一九九五年には何と年間チャンピオンになっていると。ヴェルディ川崎の三連覇を防いで、横浜マリノスが初の年間チャンピオンになったということからも、青森県での、五戸町での温泉のキャンプというのが効果を発揮したんじゃないかなと、ちょっとじつめかもしれませんけれども、私はそのように思っております。

そういう意味からも、ぜひ温泉地、キャンプを張る競技場とか施設がどこに隣接しているかにもよると思うのですが、例えば八戸市の南郷陸上競技場、ここはもととヴァンラーレ八戸の本拠地だったんですが、その近くには道の駅もあります、宿泊できますし、また、十分ぐらいでグランドサンピア八戸、温泉がある。そういうところもこ

ざいます。また、岩木山の近くには嶽温泉があつたり、また、星と森のロマンТПピアがあつたりと、そういう温泉とも絡んだ施設というのも十分に青森県は備えておりますので、ぜひともそういうところもアピールのポイントにしてはどうかと思っております。

いずれにしても、Ｊリーグといつても、１から３までございます。Ｊ２、Ｊ１のチームにぜひ青森県に来てほしいなという思いはありますし、そういう意味では、本県ゆかりのＪリーガーもいるＪ１、町田ゼルビアなどは青森山田高校前監督の黒田監督が監督していますし、また、鹿島アントラーズには柴崎選手もおりますので、ぜひともそういういろいろな人脈をたどりながら、できればＪ１のチームを本県のキャンプに誘致していただく、そういう取組をぜひお願いできればなと思つています。

一月の知事と宮本会長の対談のときも、宮本会長が本物に触れることの大切さというのを訴えていました。いかに本物に、プロのチームに本県のチームの子供たちを触れさせるかで、将来の子供たちのサッカー熱にもつながるのではないかなと思いますので、ぜひとも強力な誘致を成功させていただきましよう、全庁一丸となつて取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

すみません、長くなりまして。

次に、歳出二款七項二目「消防指導費」、救急安心センター事業（＃７１１９）の取組等について伺います。

急なけがや病気で救急車を呼んだほうがいいか、また、病院に行つたほうがいいかなど判断に迷ったときに、看護師等の専門家のアドバイスを受けることができる、あおもり救急医療電話相談（＃７１１９）が昨年八月一日から運用を開始しているところであります。

そこで、まず、救急安心センター事業のこれまでの利用状況についてお伺いいたします。

○富士副委員長 危機管理局長。

○豊島危機管理局長 本県では、先ほど御案内いただきましたとおり、昨年八月一日にこの事業を開始しており、本年一月末現在で五千二百九十七件の相談がございました。相談内容の主なものとしてしましては、発熱に関するものが七百三十七件で一三・九％、腹痛に関するものが二百七十八件で五・二％、頭痛に関するものが二百件で三・八％などとなっております。

相談に対しては、その緊急度に応じて回答しており、直ちに119番通報するよう勧めたものが千三百十八件、二四・九％、そして、救急車以外で今すぐ受診を勧めたものが千三十三件、一九・五％などとなっております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 件数、また、相談内容等も答弁いただきましたのでありますが、ありがとうございます。

まだ運用して半年ちよつとということですので、今後、どんな様々なケースの利用が増えていくのかなと思います。ただ、周知につきましては、消防署へのポスターであったりとか、様々、SNS等でも周知はしていただいていると思うのですが、まだまだ認知度が不足しているところかと思えます。

そこで、今後の利用拡大に向けて、県民にどのように周知を図っていくかお考えか伺いたします。

○福士副委員長 危機管理局長。

○豊島危機管理局長 県では、事業の開始に合わせまして、新聞、テレビ、ラジオ、毎戸配布紙、SNSなどの県の広報媒体を活用し広報したほか、ポスターを作成いたしましたして、各市町村、消防本部、医療機関、公共機関等へ配布するとともに、県内の鉄道、バス、主要駅の公共交通機関等にポスターを掲出するなどしてございます。

また、九月九日の救急の日には、県内消防機関とも連携し、PRグッズを配布するなどして、県民への周知に努めたところでございます。

今後とも積極的な広報を通じまして、引き続き認知度向上に努めてまいります。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 救急安心センター事業を導入したある自治体が実施した利用者に対するアンケートの結果では、約九割の利用者が役に立ったと感じているようであります。あらゆる媒体を通じた周知、広報に今後ぜひ積極的に取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

次に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、あおりキッズシッター利用支援事業の取組等について伺います。

同支援事業の概要について、資料では子育て世帯のニーズに対応するため、キッズシッター、病児シッターの利用支援を行うとともに、来年度から法定化されるこども誰でも通園制度の普及を図る事業であるとのことですが、そこで、まず、キッズシッターの利用支援に取り組むこととした経緯について伺いたします。

○福士副委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 本県の子育て環境に対して、子育て世帯からは、突発的事情に際し保育をお願いしたい、もっと社会参加したい、リフレッシュしたいといった御意見をいただいております。また、事業所の側からは、事業の持続的、安定的経営が困難、人材確保が困難、事業の社会的認知度を上げたいといった御意見をいただいております。このことから、令和七年度から新たにキッズシッターの利用者への支援に取り組むこととし、併せてキッズシッター事業所数の増加を目指し、本事業に取り組みたいと考えております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 ここでちよつと確認なんです、従来からベビシッターというのは、どちらかというと、海外のアメリカなどのほうでの利用が多いのかなと。ベビー、赤ちゃんであったり、幼児を対象とした

シッターというのは知識としては知っていたんですけども、キッズシッターという言葉そのものにあまり慣れていないところがありまして、キッズですから、ベビーじゃなくて、もう少し年齢を引き上げて対象を拡大して利用者の支援をするのかなと自分なりに解釈しているのですが、どのような背景からベビーシッターではなくてキッズシッターという捉え方にしたのかというのをちよつとお伺いできればと思います。

○福士副委員長 ことも家庭部長。

○若松ことも家庭部長 ベビーシッターという名称が一般的に使われているかと思うのですが、今回、県の事業として、それほど明確にはあれなんですけれども、キッズシッターという事業名で取り組むことになります。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 先ほど事業者数も増やすということでありましたが、県内でキッズシッターをしている事業所というのはどれぐらいあるのか分ければお伺いできればと思います。

○福士副委員長 ことも家庭部長。

○若松ことも家庭部長 現在、県内に届出がある事業所は十一か所となっておりま。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 十一か所ということでした。もしかしたら、以前に比べれば増えているのかなと思っております。増えることは当然いいことであり、そういうニーズを受け入れられる環境が整うところかと思。

実際、支援するとすれば、こういった支援の内容、利用料に対して、県としての補助の考え方はどのようになっているのかお伺いたします。

○福士副委員長 ことも家庭部長。

○若松ことも家庭部長 キッズシッター利用支援に関する取組内容ということでお答えさせていただきます。

本事業は、就学前の子供を持つ子育て世帯の保護者が県が認証した事業所のキッズシッター派遣を利用する場合に、県が利用者に対し、その利用料金を助成することとしているものです。

具体的には、一時間当たり利用料金二千五百円までのところに関しては四百円の自己負担で利用が可能となるよう支援するものでございます。

また、夜間、休日等や子供が病気のときにキッズシッター派遣を利用する場合は、追加で発生する加算額の一部を助成するほか、市町村民税の非課税世帯が利用する場合にも助成することなどとしております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 支援内容について答弁いただきました。やはりニーズがいろいろ多様化しているといえますか、こども誰でも通園制度に関しては、今までは保育を必要とする、要は両親ともに働いていたりとか、そういう制限が厳格にあったものを少しでも弾力的に預けやすいような環境にするという目的での制度かと思。

度の拡充であったり、ニーズを幅広く受け入れられる環境として、県もいろいろと取組を考えていると、そういう内容かなと理解いたしました。ぜひ効果ある形のものにできるように取組のほうをお願いしたいと思。

次に、歳出三款二項一目「ひとり親家庭等福祉費」、こどもの居場所づくり促進事業の取組等について伺います。

同事業の概要についての資料では、子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所数の拡大に向け、新規立ち上げに必要な備品の整備を支援する、また、活動の周知や社会福祉施設等に対するセミナーを開催するとのことですが、そこで本事業を実施する目的について

お伺いいたします。

○福士副委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　こどもの居場所は、子供たちが安心して過ごし、学びや体験の機会に触れ、地域との交流やつながりを持てる場所であるとともに、様々な課題を抱える子供や保護者が相談、支援機関につながる場所としても重要な役割を担っております。

このため、県では、子供の多様なニーズや特性に対応した居場所が地域に確保されるよう、こどもの居場所づくりの広域的な促進を図ることを目的として本事業を実施することとしたものであります。

○福士副委員長　夏坂委員。

○夏坂委員　次に、本事業の具体的な取組内容についてお伺いいたします。

○福士副委員長　こども家庭部長。

○若松こども家庭部長　本事業では、まず、こどもの居場所づくり促進事業費補助として、こどもの居場所の新規立ち上げや活動の拡充を行う団体、法人に対し、こどもの居場所で使用する備品等の購入に係る経費を補助することとしております。

また、こどもの居場所づくりに取り組んでいないものの、必要な設備やスタッフを有していると見込まれる社会福祉法人等を対象に、開設を促すためのセミナーを開催するとともに、こどもの居場所の数が少ない市町村の職員や地域住民を対象としたセミナーを開催することとしております。

○福士副委員長　夏坂委員。

○夏坂委員　子ども食堂をはじめ、こどもの居場所に関しては、こども家庭庁もかなり力を入れており、今、国を挙げて積極的に取り組んでいる背景があるかと思います。県内でも子ども食堂をはじめ、こどもの居場所というのはいろいろな形態で増えているのかなと思っております。人材不足や経費の部分が課題としてあったかと思えます。そ

こを県として国の支援も受けながら直接的に取り組むというのは大変歓迎すべきことかと思えます。今、地域の中でのコミュニティの軽薄化というのが課題になっておりまして、子供の状況も多様化、ニーズも複雑化、そういう意味で受皿となる場所をいろいろな形で用意するのは、今こそ求められていると思えますので、県としても可能な限りの支援をお願いしたいと思います。

次に、歳出四款一項一目「生活習慣病対策費」、アピアランスケア用品購入費助成事業費補助の内容等についてお伺いいたします。

昨年三月に策定した第四期青森県がん対策推進計画では、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民ががんを乗り越えることができる社会を本県の目指す姿として掲げ、生活習慣の改善等によるがんの一次予防や、二次予防として科学的根拠に基づくがん検診による早期発見、早期治療の促進などに引き続き重点的に取り組むほか、持続可能ながん医療提供体制の整備や、がんとともに尊厳を持つて暮らせる社会の構築を進めるところであります。

そういった中において、新年度においては、大腸がん検診の受診機会の拡大やアピアランスケアに関する新たな事業を計上したところであります。

そこで、まず、本県のがん対策における令和七年度の主な取組についてお伺いいたします。

○福士副委員長　小谷副知事。

○小谷副知事　令和七年度は、がん死亡率の低減に向けて、がんの早期発見、早期治療につなげるため、がん検診及び精密検査の受診率向上に取り組んでまいります。

具体的には、職場でがん検診を受けられない方であっても、労働安全衛生法に基づき事業主が実施する職場の健康診断と同じ日に、健康増進法に基づき市町村が実施する大腸がん検診を受診できるようにするための新たな体制づくりに取り組むほか、引き続きがんの初回精密

検査費用への助成について、市町村と連携して実施してまいります。

また、がん患者が不安なく治療しながら社会生活を送ることができ
る環境づくりに向けて、アピアランスケア用品の購入費用を助成する
市町村に対する財政支援を行いたいと考えております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 本県におけるがん患者へのアピアランス支援については、
県内それぞれのがん相談支援センターにおいてきめ細やかな相談対応
に努め、また、抗がん剤や手術などの影響により、医療用補整具を必
要とする方への購入費用の助成制度の創設を国に求めることなどをが
ん対策推進計画に盛り込んでいるところであります。とりわけ、アピ
アランスケア用品の購入費用の助成については、国に要望するだけ
ではなく、県としてもしっかりと取り組むべきということを私もこれ
まで一般質問で強く要望させていただいたところであります。

そこで、今、答弁ございましたように、アピアランスケア用品購入
費用助成事業費補助の事業概要と目的についてお伺いいたします。

○福士副委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内のアピアランスケアを必要
とするがん患者がウィッグや補整下着などを購入した際に、その費用
の一部を助成する市町村に対し、一件一万円を上限として、所要経費
の二分の一を補助するものです。

市町村におけるアピアランスケア用品購入費用の助成については、
県内では六市四町での実施にとどまっていることから、県では本事業
による財政支援を契機として、アピアランスケアを必要とするがん患
者の方々に寄り添った支援に取り組む市町村を増やしていきたいと考
えています。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 青森県としても、しっかりと助成事業に関与していくと
いうことで大変評価させていただきます。現在、県内六市四町でがん

患者への助成をしている取組を県がしっかりと支援することでもっと
増やしていけるように、できれば四十市町村全てで取り組まれるよう
に県としても後押しをお願いできればと思います。よろしく願いい
たします。

次に、歳出四款六項三目「鳥獣保護費」、いのちとくらしを守るハ
ンター確保・育成事業の取組等について伺います。

全国的に鳥獣による被害が深刻化し、ハンターの確保、育成が課題
となっている中、ベテランハンターの高齢化が進み、技術の継承が難
しくなっている状況にあるようであります。

環境省によりますと、全国で狩猟免許の発行を受けた人のうち、六
十歳以上が六割で最多で、次代の担い手となる二十、三十代は合わせ
て二割程度しかおらず、また、ウクライナ危機に伴う弾薬価格の上昇
も担い手確保を阻んでいるようであります。本県においても同様の課
題があり、命と暮らしを守るハンターの確保や育成が喫緊の課題であ
ると認識しております。

そこで、まず、本事業に取り組む背景についてお伺いいたします。

○福士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 ツキノワグマなどの野生獣による人身被
害や農林業被害などの問題が深刻化する中、鳥獣保護の担い手となっ
てきた県内の狩猟免許所持者は、昭和五十六年度の七千二百八十三人
をピークに、令和五年度には千八百八十八人と約四分の一に減少する
とともに、五一％、つまり、半数以上が六十歳以上となっており、今
後、急速に減少し、市町村において捕獲に従事するハンターを十分に
確保できなくなることが懸念されております。

このため、市町村が持続的に鳥獣被害対策を実施できるよう、ハン
ターの確保、育成を図るとともに、ハンターの経済的な負担軽減に取
り組むものであります。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 それでは、次に本事業の具体的な取組内容について伺います。

○福士副委員長 環境エネルギー部長。

○坂本環境エネルギー部長 ハンターの確保、育成対策といたしまして、若手狩猟者グループと連携して狩猟の魅力を発信するイベントを開催するとともに、従前の経験者向けの研修会に加えて、新たに初心者のハンターを対象とした研修会を開催することとしています。

また、ハンターになるための初期費用の負担軽減を図ることを目的に、狩猟免許試験の新規取得者に対し、市町村が行う有害捕獲への従事を条件といたしまして、狩猟免許試験の事前講習会受講料や猟銃の取得費用に対する補助などを行うこととしています。

さらに、わなにかかった場合にスマートフォンで通知するシステムなどのＩＣＴ技術の導入あるいは熊出没時の安全確保を図るための防護盾などの資材の購入を行う市町村に対して、その経費を補助するものであります。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 ハンターの育成や確保につながるように、ぜひ取組をお願いできればと思います。

次に、歳出六款五項三目「林業振興指導費」、「A—wood」需要拡大総合対策事業の取組等について伺います。

まず、本事業実施の背景と目的について伺います。

○福士副委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本県で利用されている建築用の木材は、外国産や県外産が九割を占め、県産材の利用は一割程度にとどまっています。

また、近年の人口減少や物価高騰などの影響により、木材需要の大半を占める住宅の着工数が減少しており、素材生産事業者や製材事業者の経営は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、本事業は、外国産が中心のマーケットにお

いて県産材のシェアを拡大することにより、県内で生産、流通する丸太や製材品の安定的な需要を創出することを目的として実施するものです。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 次に、本事業の具体的な取組内容について伺います。

○福士副委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、青森県の森林で生産され、県内で製材し利用する木材をA—woodと名づけ、その需要拡大と供給体制の整備に取り組むこととしております。

具体的に需要の拡大に向けては、「A—wood使います宣言」事業者に登録する工務店等を対象に、県産材利用量に応じて一棟当たり五十万円を上限に支援するほか、庁内に県産材利用推進会議を新たに設置して、県有施設へのA—wood利用を積極的に進めていきたいと考えております。

また、木材の安定供給に向けては、製材事業者に対し、生産性の向上につながる製材設備、機械の導入を補助するとともに、製材事業者や素材生産者等の連携に取り組むことで、A—woodユーザーのニーズにワンストップで対応できる県産材供給体制を構築することとしております。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 県産材を含め、木材の利用促進については、国のカーボンニュートラルの実現に向けた建築基準法や省エネ法の改正などで、その環境がより整ってきていることから、その後押しを受けながら、ぜひ県産材、A—woodのシェア拡大、さらなる利用促進に努めていただきますよう要望させていただきます。

次に、歳出七款二項四目「誘客交流費」、大阪・関西万博を活用したインバウンド誘客対策事業の取組等について伺います。

まず、本事業の目的について伺いいたします。

○福士副委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業は、海外から三百五十万人の来場が見込まれる大阪・関西万博において、本県が世界に誇る自然や文化、食などの魅力について、東北各県と連携しながら強力にPRすることで、本県の認知度を高めるとともに、海外からの誘客促進を図るため実施するものです。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 それでは、次に本事業の具体的な取組内容について伺いいたします。

○福士副委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業では、大阪・関西万博内のEXPOアリーナにおいて、東北絆まつり実行委員会が行う青森ねぶた祭をはじめとする夏祭りのパレードに合わせ、本年六月十三日から十五日までの三日間、東北六県が連携して、各県の観光をPRするVR映像の上映をはじめ、伝統工芸品の展示やワークショップ、郷土芸能の演舞などを披露することとしています。

○福士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 今、具体的な取組内容がございました。

大阪・関西万博、いよいよ来月、四月十三日から十月十三日までの六か月間の期間で行われるということで、二千八百十万人の来場者を想定し、そのうち、先ほど答弁ございました外国人三百五十万人の来場を想定しているということでございます。相当な数だと思いたいで、この数のインバウンドを関西周辺だけにとどめさせるのはもったいないと思っております。できればこの期間の間に青森に来てもらうような仕掛けが重要かなと思っています。

先ほど六月十三日から十五日まで、東北絆まつりとのコラボというお話がございました。この期間だけかちょっと寂しい思いがするの

で、もっと東北、青森県をアピールできる日数、また、チャンスがないものかなと思っておりますが、限られた期間中で青森に来てもらえなくても、ぜひ次は、今度来たときは青森に足を運んでみようと思わせるきっかけをつくれればいいのかと思っております。そのために、いかにプロモーションをしていくかが重要だと思います。いろいろコンテンツの話が出てきますけれども、青森のコンテンツはもう十分成熟しているのかなと思います。いかにプロモーションの活動を多角的に手を替え品を替えやっていけるかがインバウンドの本県への誘客の大きなポイントになってくるのかなと思いますので、ぜひその辺も加味して取組をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、歳出八款二項三目「道路新設改良費」、奥入瀬溪流利活用検討事業の取組等について伺います。

この事業は、国道百三号青樺山バイパス完成後に通年で交通が規制される奥入瀬溪流区間において、マイカー規制中にシャトルバス運行や自動運転実証を行うとともに、ブランディングに向けた環境教育を行うこととしております。

そこで、シャトルバスや自動運転の実証などの一部については、既に今年度から取り組まれているところですが、まず、今年度の取組状況について伺いいたします。

○福士副委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 本事業は、自然保護と利活用とを両立させた奥入瀬自然博物館の実現に向け、国、県、地元十和田市等の関係機関が連携して、交通システムの構築、環境保全、観光振興の三つの分野に継続的に取り組んでいるものでございます。

今年度は、交通システムの構築分野では、二酸化炭素を排出しない小型のグリーンスローモビリティを活用した自動運転実証実験、環境保全の分野では、当該地域における混雑状況の把握や来訪者の動向分析、オーバーツーリズム対策の実施に向けた基本方針の策定、小・中

学生を対象とした環境教育プログラムの実施、観光振興分野では、来訪者の動向分析等に基づく広報戦略の見直し等をそれぞれ実施いたしました。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 ただいまの今年度の取組の状況を踏まえて、次に来年度の取組について伺いいたします。

○富士副委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 令和七年度は、これまでの取組を通じて得られた知見等を踏まえ、交通システムの構築分野では、通年運用を見据え、人員輸送能力の高い中型バス等を使った自動運転実証実験、環境保全分野では、オーバーツーリズム対策を具体化するためのＡＩカメラを用いた人流調査及び分析、環境教育プログラムを授業カリキュラム化するための教育機関との協議、観光振興分野では、当該地域への来訪者が多い首都圏や台湾等を新たなターゲットとした広報などについて実施する予定であり、関係機関との連携をより一層強化しながら、奥入瀬自然博物館の実現に向けた取組を推進してまいります。

○富士副委員長 夏坂委員。

○夏坂委員 奥入瀬溪流の利活用につきましては、昨年九月の議会でもオーバーツーリズム対策として質問させていただきました、様々な取組についての答弁をいただきました。環境保全の関係、また、環境教育、観光振興、様々な観点からの取組については非常に期待しております。世界に誇る奥入瀬溪流を舞台に、この取組が効果を発揮して、自然保護を踏まえながら、観光振興として大きな効果を発揮できるように取り組んでいただきますよう要望させていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○富士副委員長 ここで執行部入替えのため、少々お待ちください。

〔執行部職員入替え〕

〔工藤（慎）委員長、委員長席に着く〕

○工藤（慎）委員長 花田栄介委員の発言を許可いたします。——花田委員。

○花田委員 自由民主党の花田栄介であります。順次通告に従い質問させていただきます。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について、初めに歳出二款二項五目「国スポ・障スポ費」、第八十回国民スポーツ大会・第二十五回全国障害者スポーツ大会開催準備事業の取組についてであります。

あすなる国体以来、四十九年ぶりとなる国スポが二〇二六年に本県で開催されます。また、全国障害者スポーツ大会は本県で初めての開催となります。全国的なスポーツの祭典であります国スポ・障スポに向けて、県全体で盛り上がってほしいと願っているところです。

そこで、一点目として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた機運醸成に係るこれまでの取組状況について伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 国スポ・障スポ局長。

○出崎国スポ・障スポ局長 県では、国スポ・障スポの機運醸成に向けて、県内小学校等でのダンス出前教室の開催、県内四十市町村でのPRキャラバン、公式SNSによる情報発信等に取り組んでいるほか、県内主要駅や空港、公共施設など合計十一か所にデジタルサイネージを設置し、各施設を利用する多くの方に向けて、国スポ・障スポの最新情報等を周知しております。

これに加えて、今年度は、青森市小学校体育デーでの小学生約二千人による青の煌めきダンス披露、開催二年前イベントを実施するとともに、毎戸配布の県広報誌あおマグ十月号では国スポ・障スポ特集を掲載するなど、様々な手法を組み合わせることで広報活動を展開しているところです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 これまで青の煌めきダンス、出前教室や広報誌、SNSを活用した広報活動を進めてきたとの答弁でありました。

次に、二点目として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けたさらなる機運醸成に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 国スポ・障スポ局長。

○出崎国スポ・障スポ局長 国スポ・障スポ開催まであと一年と迫っており、今年九月には青森市において開催一年前イベントを開催することとしています。

イベントでは、青の煌めきダンスコンテストの決勝大会を実施するほか、トップアスリートによるスポーツ教室、協賛企業ブースや市町村ブースによるPR等、多くの県民の皆様に参加いただける内容としたいと考えております。

また、障スポ開催を契機に障がい理解促進を図る、もてな手話キヤンペーンを展開することとしており、大会や日常で使える手話単語の動画配信などに取り組んでいくこととしています。

県としては、さらなる機運醸成に向け、引き続き市町村や関係団体、民間企業等と連携しながら、国スポ・障スポの情報により多くの方々の目に触れるよう、テレビCM等のマスメディアを活用した広報や街頭装飾等の取組も進めていきたいと考えています。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 国スポ・障スポに向けて、県民一人一人が様々な形で大会へ参加、協力していけるように、さらなる機運醸成に取り組まれることを期待します。

次に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、小児科オンライン診療利用環境整備事業の取組についてであります。

家庭でお子さんが急に熱が上がった、あるいはせきが止まらなくなった、そういったことで戸惑いを覚える保護者の方も多いのではない

でしょうか。

県が実施している子ども医療でんわ相談である、いわゆる＃8000では、令和五年度は過去最多の一万二千件以上となっています。こういったところからも、お子さんが夜間、休日に体調を崩したときに、保護者が対応できる選択肢が広がると不安感の軽減につながります。

そして、その選択肢の一つにオンライン診療の利用があると考えます。そこで、一点目として、本事業を実施する目的についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 子供が体調を崩した際、一般的に平日の日勤帯は医療機関の受診が可能ですが、夜間や日曜日、休日はほとんどの医療機関が休診しており、自宅から救急外来等が遠い場合、速やかに医師の診療を受けることが困難であるという課題があります。

県では、子ども医療でんわ相談事業を実施しておりますが、子供が体調を崩した際における保護者の対応の選択肢を広げることで、子育て環境のさらなる充実を図り、保護者の安心感の向上につながるよう、小児科オンライン診療を利用できる環境の整備を進めることとしたものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業の実施により小さいお子さんを持つ保護者の方の不安や負担の解消につながるが何より大事であります。次に二点目として、本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 本事業では、平日の夜間や日曜日、祝日に子供が体調を崩した際、保護者がパソコンやスマートフォンを用いて自宅等から小児科オンライン診療を利用できる環境づくりを進める予定としております。

なお、小児科オンラインの診療後に薬局から薬の処方を受けられる

仕組みについても検討することとしております。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 小さいお子さんを持つ保護者の方が利用しやすい制度となるように運用を図っていただき、本制度が子育て支援として継続していくように取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、不妊治療費助成事業の取組についてであります。

本県におきましては、出生数の減少に歯止めがかかっていない中、知事は昨年十月に発表したこども・子育て「青森モデル」において、青森県で結婚し、子供を産み育てることに希望を持っていただくことで、合計特殊出生率の向上と若い世代の人口移動による増加に取り組むこととしています。

今後は、こども・子育て「青森モデル」に基づく取組を着実に具体化していく必要があると考えますが、特に経済的負担を減らす少子化対策として、不妊治療費への助成は大変重要であると思います。現在、子供を授かりたいと希望して不妊治療を受ける方は増えており、そのような方は早期に不妊治療を受けることができれば、本県の出生数の向上につながっていくものと考えます。

そこで、一点目として、本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 本事業は、県が令和六年度から実施している公的医療保険の対象となる生殖補助医療の自己負担の全額助成に加え、一般不妊治療の自己負担についても全額助成する予定としております。なお、県が業務を委託する青森県不妊治療費助成事務センターにおいて、助成事業の周知、申請受付、支払い等を一元的に行う予定としております。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 県では、既に令和六年度から本事業を開始し、公的医療保険適用の生殖補助医療の自己負担額に対する助成を行っているところでありますが、次に二点目として、今回、助成対象を一般不妊治療まで拡充する理由についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 こども家庭部長。

○若松こども家庭部長 今年度、本事業を実施する中で、不妊治療を受けている県民の皆様や医療機関の関係者から一般不妊治療への助成について多くの意見をいただいたことを踏まえ、助成対象を拡充することとしたものでございます。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業により経済的負担を理由に不妊治療を断念する女性が少なくなることが願います。他方で、不妊治療と仕事との両立に悩む女性も多いと聞きますので、今後は不妊治療を受けやすい職場環境づくりにも取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、歳出四款四項二目「医務費」、医療・介護ICT推進事業の取組についてであります。

先日、青森市の診療所が中泊町のデイサービス事業所の一室を利用して患者のオンライン診療を行う取組を開始したというのを伺いました。特に今年のような連日の大雪の中では、車で何時間もかけて専門医のいる医療機関に通うのは患者や御家族の負担も相当なものとなりますが、そのような中、オンライン診療の活用により、患者や御家族の負担を軽減し、必要なときに適切に医療を受けられる体制をつくるということが重要ではないかと考えます。

そこで、一点目として、オンライン診療設備整備費補助の概要についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、県内の病院、診療所が情報通信機器を用いて診療を行うための設備整備に要する経費を補助するもの

です。

県では、令和三年度から本事業を実施しており、これまでは国の補助金を活用して補助率を二分の一としてきましたが、令和七年度からは二か年限定で、新たに県の一般財源も活用し、補助率を十分の十に引き上げることとしました。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本補助金は、医療機関のオンライン診療に係る機器の導入を支援するというものでありますが、次に二点目として、今回、オンライン診療設備整備費補助の補助率を引き上げた理由について伺いたいします。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 厚生労働省が取りまとめている病院、診療所の施設基準の届出等受理状況一覧によると、令和六年七月一日現在の本県の情報通信機器を用いた診療に係る基準の届出施設数は六十二施設、全病院、診療所に占める割合は六・五％となっており、これは全国ワースト四位と本県のオンライン診療はまだ十分に普及していない状況にあります。

また、昨年八月に県内の病院、診療所を対象にオンライン診療に関するアンケートを行ったところ、オンライン診療の導入に財政支援を求める声が約七割の病院、診療所から聞かれ、導入費用の負担軽減が課題となっていました。

このことを踏まえ、本県のオンライン診療を強力に、そして迅速に推進するため、令和七年度から二か年限定で補助率を十分の十に引き上げ、集中的に取り組むこととしたものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本補助金の補助率の引上げによって、より多くの医療機関で機器の導入が進むことを期待いたします。

次に、先日、むつ総合病院と弘前大学医学部附属病院が協力し、オ

ンライン診療及び遠隔診療の取組を開始したとの報道を目にしました。そのような中、県でも僻地でのオンライン診療の支援を新たに行うと聞いておりますけれども、三点目として、へき地オンライン診療支援推進事業の概要について伺いたいします。

○工藤（慎）委員長 健康医療福祉部長。

○守川健康医療福祉部長 本事業は、僻地医療拠点病院が情報通信機器を用いて僻地診療所の診療を支援するための設備整備に要する経費を補助するとともに、事業の実施先にアドバイザーを派遣し助言等を行うことにより、僻地等でのオンライン診療を県内に波及させていくものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 今後ますます僻地医療におけるオンライン診療が重要になってくると思われます。本補助金を活用して、より多くの医療機関がオンライン診療を導入することを期待します。

次に、歳出六款一項三目「農業改良普及費」、所得向上プログラム実践支援事業の取組についてであります。

本県農業の維持発展のためには、個々の農業経営の発展が必要であり、先般開催された青森県「農林水産力」強化本部会議におきまして、令和七年度は所得を上げるための生産者の経営改善支援に重点的に取り組むこととしたと聞いております。

そこで、一点目として、本事業実施の背景と目的について伺いたします。

○工藤（慎）委員長 小谷副知事。

○小谷副知事 農業を取り巻く環境は、生産資材価格の高騰や気象変動のほか、スマート技術の進展や販売ルートが多様化など大きく変化しており、農業者には、将来を見据え経営戦略を明確にし、新たな発想で挑戦していくことが求められております。

一方、生産現場では、農業者の経営指導などを担う普及職員の高齢

化が進み、若手の早期育成が急務となっております。

このような状況を踏まえ、本事業は、普及職員による経営指導体制を強化するとともに、農業者に対し所得向上に向けた新たな取組を促すことを目的として実施するものでございます。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 農業者が作成する所得向上チャレンジプランは、面積拡大による販売量の増加や省力化による生産コストの削減、付加価値の向上による販売単価のアップなど、多様な取組が提案されることが想定されると思います。所得向上を実現するためには、こうした農業者の提案に柔軟に対応できる支援策が必要と考えます。

そこで、二点目として、所得向上に取り組む農業者に対し、どのような支援を行うのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、農業者自らが提案する所得向上チャレンジプランの実現に向けて、新たな販路拡大や新技術の実証といったソフト面と機械導入などのハード面の支援を一体的に行うこととしております。

具体的には、ソフト面では五十万円を上限に定額で支援し、ハード面では五百万円を上限に二分の一以内の額を補助します。また、ハード面では、目標年度の成果に応じて、後年度追加加算する成果連動型で補助することを考えています。

なお、事業の着実な実施に向けては、計画作成段階からフォローアップまで普及職員が伴走し、農業者の挑戦を強力にサポートすることとしております。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業により農業者の経営改善への取組意欲を喚起し、新たなアイデアが数多く提案され、その取組が所得向上につながるよう、県の支援をしていただきたいと思います。

次に、歳出六款六項十目「水産業振興費」、陸奥湾ホタテガイ変革コミット事業の取組についてであります。

県では、昨年十月、陸奥湾ホタテガイ総合戦略を策定しました。そのような中、ホタテガイ養殖業を取り巻く環境は厳しさを増しており、総合戦略に基づく県の取組が期待されるところでです。

そこで、一点目として、本事業に取り組むこととした背景と目的についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 陸奥湾のホタテガイ養殖業は、親貝不足等による採苗不振や異常高水温によるへい死などを要因とした生産量の低迷のほか、担い手の減少、高齢化の進行など厳しい状況が続いています。こうした中、本事業では、昨年十月に策定した陸奥湾ホタテガイ総合戦略に掲げるホタテガイ養殖業の生産高度化及び経営力強化に関する取組を着実に進め、加工等を含めた三百億円産業の構築を目指すものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 陸奥湾のホタテガイ養殖業は、近年、採苗の不振や高水温の影響などにより、陸奥湾の養殖ホタテガイの生産が不安定となっており、取り巻く環境は非常に厳しい状況にある背景を踏まえての事業とのことでした。

そこで、二点目として、本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 農林水産部長。

○成田農林水産部長 本事業では、陸奥湾ホタテガイ養殖の生産高度化に向けて、県産業技術センター水産総合研究所と連携し、潮の流れやラバー発生状況といったデータに基づく採苗不振メカニズムの解明に加え、収容枚数や作業時期、水深などの違いがホタテガイの生育等に及ぼす影響を調査し、高水温に対応した養殖技術の開発に取り組む

こととしております。

また、経営力強化に向けては、活貝を安定出荷できるよう、陸奥湾内での貝毒の蓄積傾向に基づく生産海域の細分化を検討するほか、養殖作業の効率化を目指した協業化やDXの推進、さらにはホタテガイ養殖業の魅力発信や、新規就業から定着までを支援するプログラムの策定などに取り組むこととしております。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 陸奥湾のホタテガイ養殖業は本県の基幹産業であることから、生産の高度化や経営力の強化に向けてしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、歳出七款一項十三目「輸出促進費」、ホタテガイ海外需要拡大特別対策事業の取組についてであります。

ホタテガイ総合戦略では、三百億円産業の構築を目指して、生産高度化、経営力強化、販売促進の三本柱で施策を展開することとしています。この戦略による施策展開は、短期的なものから中長期的なものまでいろいろあると思いますが、販売促進のうち、輸出促進に向けて海外での認知度向上を図っていくことも重要であると考えます。

そこで、一点目として、県産ホタテの輸出状況について伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 県産ホタテの輸出は、ジェットロ青森が取りまとめた直近の令和五年の実績によると、輸出量が六千四十九トンで前年対比六九%、輸出金額が四十二億七千五百万円で九六%となっています。

また、輸出量を国、地域別に見ると、同年九月から日本産水産物の輸入を停止した中国が三千五百六十九トンで前年対比四七%に激減した一方で、香港が八百二十三トンで一三一%、アメリカが百六十七トンで一四六%などと伸びています。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 輸出先の内訳では、中国向けが前年対比で約五割減と大幅に減少したのに対し、香港が約三割増、アメリカが約五割増と大幅に増加しているという答弁でありました。いまだ中国による輸入停止の解除が見通せない中、輸出先の多様化に向けた取組が非常に重要になってくると思われます。

そこで、二点目として、本事業の取組内容について伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業では、陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づき、海外市場への安定した販路を構築するため、輸出の主力商品であるベビーボイルホタテを中心に需要獲得に向けて取り組みます。

具体的には、これまで輸出実績があるアメリカやベトナムなどの東南アジアでは、さらなる需要拡大を図るため、日系の輸入業者やスーパー等と連携した飲食店等への提案活動や試食プロモーションを実施します。

また、令和六年四月からベビーボイルホタテの輸出が可能となったEUでは、新たな市場を開拓するため、高級スーパー等での試食プロモーションを実施し、認知度向上を図るとともに、現地に適した商品規格や販売方法の検討を進めることとしています。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 輸出実績のある国での販路拡大と新規販路の開拓に向けた取組を進めるとの答弁でありました。関係団体等と連携して、生産者の収益確保につながる輸出促進に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出七款二項四目「誘客交流費」、青函周遊観光推進事業の取組についてであります。

県では、平成二十八年の北海道新幹線開業を契機に、青森県・函館

デステイネーションキャンペーンなどの大型観光キャンペーンを実施することで多くの観光客の来県につながたと伺っております。本県観光のさらなる振興に向けて、これまでの観光キャンペーンなど、青函周遊観光推進の取組で生まれた成果を今後の誘客につなげていただくことが大切だと考えます。

そこで、一点目として、本事業の目的についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業は、令和八年三月に迎える北海道新幹線開業十周年を契機に、本県と北海道道南地域の冬の魅力や周遊ルートを強力にPRするため、JR東日本の重点共創エリアの指定を受け、本年十二月から令和八年三月までの間、観光キャンペーンを実施することで、函館をはじめとする道南地域の観光需要を本県に取り込み、冬季宿泊者数の増加につなげるとともに、青函周遊観光の定着化を目的に実施するものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 令和八年三月に北海道新幹線が開業十周年を迎えることは、青函周遊観光にとっても好機ということで、どのような取組を行っていくか非常に期待されるところです。

そこで、二点目として、本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業では、青函エリアの冬の魅力の認知度向上や来訪意欲の増進につなげるため、県内及び道南の自治体やJR及びフェリー等の交通事業者と連携し、首都圏の主要駅などの交通拠点において、物産、観光イベントや観光PRキャラバンを実施するほか、ウェブやポスター等で冬の青函周遊観光の情報発信に取り組むこととしています。

また、本県や道南地域が有する魅力的な観光コンテンツと、新幹線

やフェリーなどの多様な交通手段による周遊旅行商品の造成を促すため、旅行会社へ強力で働きかけていくこととしています。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 JR東日本の重点共創エリアに指定され、強力で情報発信できるこの機会を生かし、積極的に冬の青森の魅力をPRし、冬季の誘客と青函周遊観光の推進に取り組んでいただきたいと思います。また、首都圏で実施するイベントを活用し、観光PRと併せて青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催もPRし、広く周知を図っていただくことを要望いたします。

次に、歳出七款二項四目「誘客交流費」、インバウンド誘客対策事業の取組についてであります。

昨年、本県における外国人延べ宿泊者数が四十三万五千十二泊となり、統計開始以来、過去最多となったところです。外国人観光客の誘致拡大による外貨獲得は非常に重要であると認識しております。

そこで、一点目として、本事業の概要についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 本事業は、コロナ禍後の旺盛なインバウンド需要を取り込み、本県を訪れる外国人観光客の一層の増加を目的に、本県延べ宿泊者数が多い台湾、韓国、中国及び香港に加え、オーストラリア、タイ、シンガポール、欧米を対象として、各国、地域における認知度等の成熟段階に応じて、国ごとの市場の特徴やニーズを踏まえながら本県の魅力を発信するとともに、現地旅行会社やメディアなどの招請に取り組むものです。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業の概要について答弁いただき、本県のインバウンドの誘客対策が理解できました。

次に、冬季の観光促進について、八甲田スキー場では連日多くの外国人観光客が訪れており、本県が誇る良質な雪を楽しまれていると伺

っております。私としましては、一年の中で本県を訪れる観光客が落ち込む冬季の観光促進として、雪が降らない地域やスキーが盛んな地域などから外国人観光客の誘客を推進していくことが重要であると考えます。

そこで、二点目として、海外からの冬季誘客の拡大に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 観光交流推進部長。

○齋藤観光交流推進部長 県では、冬季の誘客拡大が見込まれる外国人観光客に対して、八甲田の樹氷や奥入瀬溪流の氷瀑など、本県を代表する冬の魅力をSNS等で強力に発信するほか、国、地域ごとのニーズに応じて、台湾や香港には雪遊び体験、韓国には温泉、中国やオーストラリアにはスキーなどの観光コンテンツを現地の旅行博等でPRしていくこととしています。

また、海外の旅行会社を招いた県内視察や現地でのセールスにより魅力的な商品の造成促進を図るなど、冬季誘客の拡大に取り組んでいます。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業により、冬季の誘客対策も含め、インバウンド需要のさらなる拡大が図られることを期待します。

次に、歳出八款二項四目「積寒地域道路事業費」、青森ゆきみちDX事業の取組についてであります。

今冬は、青森市において年末年始の十日間で百六十三センチメートルの降雪量が観測されるなど、短期間での集中的な降雪に見舞われました。大雪の際には、今後も除排雪体制を維持していくために、DXを活用した取組を拡大していく必要があると考えています。

そこで、一点目として、本事業の目的と取組内容についてお伺いたします。

○工藤（慎）委員長 県土整備部長。

○古市県土整備部長 本事業は、持続可能な除排雪体制の確保や県民満足度の向上を目的として、デジタル技術も活用しながら、主に県管理道路の除排雪業務における従業者数の減少や高齢化が進む除排雪業者の負担軽減、除雪オペレーターへの技術的支援、県民への情報提供サービスの向上等のDX推進に取り組むものです。

具体的な取組内容は、除雪機械に搭載したGPS位置情報の活用による作業日報等の自動集計化、三次元デジタル地図データの活用による除雪機械の走行支援、デジタル地図の活用による排雪予定マップ提供エリアの拡大などとなっております。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 除雪オペレーターの負担が軽減されるような取組が進んでいること、また、除排雪の情報というのは県民にとって大変気になる情報でありますので、来年度もしつかり取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、二点目として、除排雪業務におけるDX推進により期待される効果についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 奥田副知事。

○奥田副知事 デジタル技術をより一層活用しながら、除排雪業務におけるDX化を着実に進めていくことで、除雪オペレーターの担い手の確保、県内全域における必要な除雪技術の維持、豪雪等の緊急対応時における道路管理者間の連携や情報共有のスピードアップなどの効果が期待され、事業の目的であります持続可能な除排雪体制の確保や県民満足度の向上につながっていくものと考えています。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 この除排雪におけるDXを活用した取組につきましては、ぜひ市町村へも広めていただきたいと思います。そして、県全体での取組が進み、除排雪体制が強化されることにより、県民の皆様の冬の暮らしやすさが向上することを期待いたします。

最後に、歳出十款一項五目「教育指導費」、県立学校次世代校務デジタル化推進事業の取組についてです。

超スマート社会の到来により、本県の県立学校においても一人一台端末を持つ取組が進められているものと認識しております。そして、急速に変化する社会に対応するために、県立学校のデジタル化の推進により一層取り組まれるものと考えます。

そこで、一点目として、本事業の取組内容についてお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 本事業は、県立学校において校務支援システムやデジタル教材等をクラウドで活用するための環境の構築と、それに伴うセキュリティの強化を一体的に進め、教育データの連携を実現する基盤を整備するものです。

これにより、成績や保健情報、出欠席情報等の校務系データや学習履歴等の学習系データを集約し、児童生徒個々のデータを一つの画面上でグラフや表として確認することができるよう教育ダッシュボードを活用することが可能となります。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業の取組によって、校務や学習のデータを確認することができるよう教育ダッシュボードの活用が可能になるということでした。

そこで、二点目として、今後、県立学校において校務のデジタル化が進むことにより、どのような効果が期待できるのかお伺いいたします。

○工藤（慎）委員長 教育長。

○風張教育長 学校での教育データの利活用が進むことで、教員の経験と教育ダッシュボードによる分析結果を織り交ぜた個に応じた指導や支援が充実し、児童生徒一人一人の力を最大限伸ばすための教育が

展開されることが期待できます。

また、児童生徒は、教育ダッシュボードを用いて自らの学びの記録や理解度等を自分自身で把握することができ、学習活動の自己管理能力やモチベーションの向上につながることを期待できます。

さらに、保護者においては、保護者向けの教育ダッシュボードにより、学校で子供の様子をより深く知ることができ、子供との関わりや学校生活への関心が深まることを期待できます。

○工藤（慎）委員長 花田委員。

○花田委員 本事業により、本県の教育DXがさらに進み、生徒への指導や支援の充実が図られることを期待します。また、本事業は県立学校における取組ですが、事業内容や成果等については各市町村にも情報提供し、市町村の取組も進むよう、県の支援をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○工藤（慎）委員長 以上をもって本日の質疑を終わります。

三月十七日は、午前十一時から委員会を開き、質疑を継続いたします。

なお、質疑終了後、直ちに議案の採決をいたします。

これをもって本日の委員会を終わります。

午後二時五十一分散会